

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成25年12月17日（火曜日）

本日の委員会に付した事件

- 1 健康医療部、市民福祉部、教育委員会、市民病院
第165号議案 「質疑・討論・採決」
第166号議案 「質疑・討論・採決」
第167号議案 「質疑・討論・採決」
第168号議案 「質疑・討論・採決」
第169号議案 「質疑・討論・採決」
第170号議案 「質疑・討論・採決」
第171号議案 「質疑・討論・採決」
第172号議案 「質疑・討論・採決」
第173号議案 「質疑・討論・採決」
第174号議案 「質疑・討論・採決」
第200号議案 「質疑・討論・採決」
第201号議案 「質疑・討論・採決」

- 2 陳情の審査
（1）すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を
求める陳情書 「討論・採決」
（2）「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書
「討論・採決」

- 3 閉会中の継続審査の申し出について

出席委員（6名）

委員長 中西宏彰 副委員長 菊地勝昭
委員 浅尾洋平 小野田直美 鈴木達雄 鈴木眞澄
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

健康医療部、市民福祉部、教育委員会、市民病院の主査職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議事調査課長 中島 勝 書記 伊田成行

開 会 午後 1 時 30 分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、16日の本会議において本委員会に付託されました第165号議案から第174号議案まで、第200号議案及び第201号議案の12議案並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第165号議案 新城市看護師修学資金貸与条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第165号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第165号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第166号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第167号議案 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第167号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第167号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第168号議案 新城市作手介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第168号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第168号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第169号議案 新城市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第169号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第169号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第170号議案 新城市子ども・子育て会議条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 2点お聞きしますけども、1点目ですが、学識経験を有する者、委員の中でそれはどのような人を想定しているのか伺います。

もう1点ですが、最後の施行期日及び委員の任期の始まりというあたりで、具体的な日が決まっています。任期の始まりが最初の

会議の招集を条例の施行の日以降と言ったり、任期も同じような始まりがはっきりしておりませんが、国の関係かもしれませんが、そのあたりの理由を伺います。

○中西宏彰委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 こども未来課でございます。

今、2点ご質疑いただきました件ですけども、学識経験者につきましては大学教授等を予定しております。

それから2点目の施行期日でございますけども、これにつきましては、できる限り早い時期で選任をしたいと思っておりますので、できれば1月下旬から2月の中旬にかけて第1回目の会議を開催したいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第170号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第170号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第171号議案 新城市おおぞら園の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは、また2点ですけ

ども、おおぞら園を発達に支援が必要となる児童の療育の拠点施設とすることで、受け入れる児童の範囲はどう変わるのか。心身的なもの、それから住所であったり、住まう場所であったりということなのですが、どう変わるのか伺います。

それともう1点は、もし変化があるとする受け入れる側の運営体制も変わるのかどうか。

この2点を伺います。

○中西宏彰委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 1点目の受け入れの体制と言いますか、年齢等でございますけれども、大きく受け入れが変わるということではございませんが、おおむね2歳以上の方で障害の手帳を持っている方もいますし、また障害ではないんですけども、発達に支援が必要と思われる児童の方も見えますので、それらの方と保護者の方が孤立しないようにということで、2歳以上でかつ未就学の児童について対象にしております。

特に、障害的には肢体の不自由という方はちょっとそこまでは考えておりませんが、発達に支援が必要と思われる児童まで含めた形で受け入れをしていこうということで考えております。

それから、受入体制につきましては、現状と特に変わることはございません。今回、その市内に住所を有する子どもだけを対象にしておりますけれども、特に北設のほうからおおぞら園に通園したいという希望がありましたけれども、今までは断っていたりという状況でありますので、そちらを受け入れるような体制にしております。

以上であります。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 受け入れの今、地域的なことは少し拡大してという回答がありましたけれども、その子どもさんの受け入れる身体的範囲の説明がありましたけれども、広がったとみ

てよろしいですか。

○中西宏彰委員長 金田こども未来課長。

○金田明浩こども未来課長 実際は大きく受け入れる児童が変わるということではございません。肢体につきましては、どうしても施設的な面で、どうしても受け入れができないということもありますけれども、発達に支援が必要と思いたくないという保護者の方もみえますので、そこら辺もその手帳をもらったから、このおおぞら園に通うということではなくて、手帳をもらってなくても、やっぱりお子様が気がかりだという方も保護者の方の孤立防止を目的として受け入れるということに今しております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第171号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第171号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第172号議案 新城市社会教育委員設置条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第172号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第172号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第173号議案 新城市青少年問題協議会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第173号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第173号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第174号議案 新城市看護修学資金貸与条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第174号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第174号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第200号議案 新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第200号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第200号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第201号議案 新城市作手介護予防拠点施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第201号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第201号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時45分

再 開 午後 1 時48分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

始めに、愛知保育団体連絡協議会 会長加藤哲雄氏から提出されました『すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情書』を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 この陳情でありますけども、内容はほとんど今、新城市が進めているこども園と道筋を同じに付するような内容であります。

理解できるわけでありますけども、中で公立保育所の統廃合であったり、民間移管をやめてというような、いわゆる新城市にとって若干実情が違うかなというところが含まれておまして、そのあたりについてこの陳情書の全てを認めるというか、納得できる内容ではないなど。やっぱり、新城市には新城市のやり方があるなというところで、若干の陳情の内容と私たちの本市との違いを感じているということでもあります。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに。意見等ありませんか。

ほかに発言がなければ、これより討論を行

います。

討論はありませんか。

○中西宏彰委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情書について、私は趣旨採択の立場で意見を申し上げます。

新城市は既に平成25年4月から市立の保育所18園、幼稚園1園の計19園をこども園として運営しています。それにより、保育の利用手続き、入園の仕組み、保育料など園児、保護者、保育士、関係機関等の広い視点で鑑み、現行水準より後退させることなく、それを維持し改善しています。

しかし、過疎化による園児の減少により統廃合を免れない状況にもあります。現在、子ども・子育て支援計画策定のためのニーズ調査を行っていますが、その結果を生かし、今後とも全ての子どもの権利が保障されるよう体制を整えてまいります。

陳情の趣旨は理解いたしますが、新城市では現在、市の実情に沿った子育て政策を行っておりますので、本陳情は趣旨採択とすべきと考えます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、同じく愛知保育団体連絡協議会 会長 加藤哲雄氏から提出されました『「子ど

も・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情書』を議題とします。

本陳情について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 先ほどの陳情書と、ちょっと重なるところがありますが、この今、国が進めています子ども・子育て支援新制度ということに伴っての内容の充実を求めて意見書を出してくれということだと思いますが、現在、新城市のこども園を進めるにあたって、この国のこういった法律が通ったわけですけども、実情、詳細が決まっていない状態であって、なかなかもう一步、できれば国の方針に従った形で、こども園を進めていきたいというのが、本市の気持ちかなと思うわけでありすけれども、ということで、できればそのもう既にできた法律の中身を、もう少し進めていただいて新城市の今後のこの面の充実に、それに合ったように充実を進めていくという意味からすれば、ここに意見書を出してくれという内容からすると、どちらかと言うとこの法律が通ったにもかかわらず、恐らく消費税との絡みということもあるかもしれませんが、この法律の施行、実施を少し待ってくれというような内容であります。

ただ、全ての子どもの権利を保障するという意味で、この陳情書のもとにある考えは、私としては納得できる場所もありますので、やり方と言うか、この法律の今後の進め方については、若干違うところがありますが、この根底については理解できるかなという気持ちもあります。

そんな意見でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに発言はありますか。

鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 これは市に対する陳情書もありましたけども、国に対する、今、鈴木委員からも意見が述べられましたけども、私も

同感でございます。

一つ法律が施行されて、今後の施行内容の中では、しっかりと国でも子育てをしようという動きがあるわけでありす。

新城は先を見て、いろいろなことを子育て支援についてはやっている中で、先日も市長の本会議の一般質問の答弁でもありましたように、この国の方向性も見ながら検討するということを答弁で言っておりましたので、しっかりとこの陳情書を市から国へ上げるというのは、今の段階では、導入をする前だったら一つの可能性があると思うんですけども、内容について今後、しっかり精査をすることが大事だなという意見を持っております。

○中西宏彰委員長 ほかにご意見のある方、見えますか。

特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 それでは、私は『「子ども・子育て支援新制度にあたっての意見書」提出を求める陳情書』について、趣旨採択の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援新制度は平成24年8月に成立した、いわゆる子ども・子育て関連三法に基づく制度で、平成27年度からの制度実施をめどに詳細な検討が進められているところであります。

一方、本市では国の現行制度のもとながら、今、先行する形で新城版こども園制度をスタートさせました。子ども・子育て支援新制度と求めるところは、ほぼ同等と見えますけども、より地域の実情に密着した制度として更なる充実を目指しているところです。

今回の陳情書は新制度実施にあたり、子どもの受ける保育に格差をつけないこと、十分な検討と準備を行い、性急な導入実施をしないこと。この2点に関して、国への意見書提出を求めるものです。

しかしながら、本市においては国の制度と整合性を取りながら、新城版こども園制度を一層充実させ、子ども支援体制を確固たるものにするのが求められています。そのためには、国の子ども・子育て支援新制度の詳細が明らかにされ、消費税引き上げによる増収の一部を充てるとする財源確保の道筋が早急に示されることが必要と考えます。

よって、全ての子どもの権利を保障するためとする心情の根底にある考えは理解するものの、本市の実情を合わせて鑑み、国への意見書提出を求める本陳情は趣旨採択すべきものと考えます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

次に、閉会中の継続審査の申し出を議題とします。

本委員会は、お手元に配付しました申出書に記載の事件について、閉会中もなお継続審査または調査を要するものとし、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査を議長に申し出したいと思います。

なお、審査期限については審査終了までとしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続審査を議長に申し出することに決定しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午後2時02分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰